

10. 自己査定、開示及び償却・引当との関係

< 13年9月末現在 >						(億円)		
自己査定 の債務者区分	金融再生法に基づく 開示基準での開示	自己査定における分類区分				引当金残高	引当率 (注 3)	
		非分類	分類	分類	分類			
破 綻 先	破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権 5,740 (13年3月末比 159)	担保・保証等により 回収可能部分 5,353	全額引当 387	全額償却 (注 1)	個 別 貸 倒 引 当 金 429 (注 2)	100%		
実質破綻先								
破綻懸念先	危険債権 16,457 (13年3月末比 2,974)	担保・保証等により 回収可能部分 7,308	必要額 を引当 9,149		5,487 (注 2)	60.0%		
要注意先	要管理債権 11,072 (13年3月末比 + 8,178) (要管理先債権)	要管理債権中の担保・ 保証等による保全部分 3,915			個別 5 要管理債権に対する 一般貸倒引当金 1,069	15.0% (注 3 ')	4.8%	
	正常債権 640,399	要管理先債権以外の 要注意先債権			一 般 貸 倒 引 当 金 4,052	3.1%		
正 常 先		正常先債権						0.2%
	総 計	673,668			特定海外債権引当勘定 117	引当率 (注 4) C ----- A - B 41.9%		
	A 金融再生法開示債権	B 担保・保証等により回収可能部分	左 記 以 外					
	33,269 (13年3月末比 + 5,044)	16,576	16,693 C 金融再生法開示対象 債権に対する引当金 6,990					

$$\text{保全率} = (B + C) / A \quad 70.8\%$$

(注1) 直接減額15,808億円を含む。

(注2) 金融再生法開示対象外の資産に対する引当を一部含む(破綻先・実質破綻先 42億円、破綻懸念先 82億円)

(注3) 「正常先」は、債権額に対する引当率。

(注3') 「正常先以外」は、開示額から担保・保証等により回収可能部分の金額を除いた残額に対する引当率。

(注4) 担保・保証等により回収可能部分控除後債権に対する引当率